

イギリスにおける嫌がらせ訴訟禁止法について(上)

三 谷 忠 之

- 一 はじめに
- 二 嫌がらせ訴訟禁止法
 - 一 一八九六年法
 - 二 一九二五年法
 - 三 一九五九年法
- 三 具体例 (以上本号)
- 四 現行法

一 はじめに

一九八一年七月二八日に成立し、翌年の一九八二年一月一日から施行されている現行の最高法院法四二条⁽¹⁾ (the Supreme Court Act 1981, section 42.) には、嫌がらせによる法的手続の利用を禁止する趣旨の規定が設けられている。どこにでも、制度を濫用する者がいるものである。わが日本においても同様であり、訴訟に負けても頑固に自己の主張を繰り返す事例⁽²⁾も報告されている。わが国では、そのような場合、実体法的には、不法行為として損害賠償を命じられることがある⁽³⁾。しかし、手続的には、原告側であれば、訴権の濫用として訴えを却下することが考えられる⁽⁴⁾。ところが、イギリスにおける嫌がらせ訴訟禁止の規定によれば、そもそも訴訟を提起すること自体に許可があるのである。そして、この種の明文規定は、わが国には存しない。

そのような規定が設けられるキツカケになった事件は、以下に紹介するように、約四年半の間に一人の人間が二六件もの訴訟を起こした、というのである⁽⁵⁾。

- ① 一九九一年一月一日、Lord Esher に対して、口頭誹毀を理由とする損害金 (damages for slander) を求める召喚状が王座部において発付された。この訴訟は、不真面目で (frivolous) 且つ嫌がらせで (vexatious) ある、として、却下された。
- ② 同年一月一九日。下院の書記である Mr. S.L. Simeon に対する義務怠慢を理由とする損害金請求。手続は、訴訟費用が支払われるまで停止。
- ③ 一九九二年五月。被告は議長 (the Speaker)。請願書 (petition) の提出を拒否したことによる損害金。主事

の命令からの控訴に基づいて、訴訟費用負担付きの却下。

④ 同年七月一三日。被告は議長。ウェストミンスター州裁判所で。被告の要求により、被告のためになされた宣誓供述書の写しの費用として、一ポンド、一三シリング、八ペニーを請求。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。

⑤ 同年七月二七日。Mr. Simeon が被告。ブロンプトン州裁判所。強制執行令状 (fi fa) の下における侵害を理由とする損害金。訴訟費用負担付きの訴え却下 (non-suit)。

⑥ 一八九三年一月二五日。Mr. A.K. Stephenson が被告。ウェストミンスター州裁判所。被告のためにした労働の費用として、一ポンド、一シリング。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。

⑦ 同年七月二八日。被告は議長。クラークンウェル州裁判所。なされた労働の費用請求。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。

⑧ 同年一月二二日。Mr. A.T. Hare が被告。シティ・オブ・ロンドン裁判所。労働と資料の費用。裁判所への納付。

⑨ 一八九四年一月九日。Mr. A.T. Hare が被告。シティ・オブ・ロンドン裁判所。労働と資料の費用。事件は却下。原告は出席せず。

⑩ 同年二月一四日。被告は議長の執事 (Speaker's butler)。クラークンウェル州裁判所。暴行による損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。

⑪ 同年三月八日。被告は議長。ウェストミンスター州裁判所。被告承認の下に、被告の召使い (最初は召使いで、その後召使いの主人) によってなされた暴行による損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。

- ⑫ 同年四月二五日。被告は、議長、Sir A.K. Stephenson 及び Mr. Hare の三名である。正義の過程を妨害し無効にするために彼らの間で賄賂を使い且つ不当に共謀・結託していることによる損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。
- ⑬ 同年五月二四日。被告は守衛官 (the Serjeant-at-Arms)。ウェストミンスター州裁判所。暴行による損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。
- ⑭ 同年六月一四日。被告は、Mr. Hare, Mr. Gardner 及び Sir A.K. Stephenson の三名である。賄賂を使い且つ不当に共謀していることによる損害金一ポンド。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。
- ⑮ 同年六月二八日。被告は議長。請願書を提出するのを拒否したことによる損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。
- ⑯ 同年七月一二日。被告はホースリー警部。暴行を理由とする損害金として、一ポンド、一シリング。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。
- ⑰ 同年七月二五日。被告は大法官 (the Lord Chancellor)。ウェストミンスター州裁判所。請願書を提出するのを拒否したことによる損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。
- ⑱ 同年十一月。Lord Halsbury が被告。高等法院。請願の公判を指定しなかったことによる損害金一、〇〇〇ポンド。不真面目かつ嫌がらせであるとして却下。
- ⑲ 同年一二月八日。被告は大法官。一八九四年七月二五日の召喚状に従って裁判所に参加することを怠ったことによる一ポンド、一シリング。却下。請願者は出席せず。
- ⑳ 一八九五年二月一九日。請願書の提出を拒否したことによる損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。

- ②② 同年三月四日。一八九五年二月一九日の命令からの控訴で、再公判 (new trial) を求める控訴。控訴却下。
- ②③ 同年三月二五日。Lord Hershell 及び Lord Esher が被告。一八九五年二月一九日に罰則付き召喚状 (subpoena) に基づいて参加することを拒否し、正義の過程を妨害したことによる損害金一ポンド。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。
- ②④ 同年四月一〇日 (審尋は五月九日)。Lord Hershell, Lord Esher, Judge Lumley Smith の三名が被告。クラークウェル州裁判所。一八九五年二月一九日に、罰則付き召喚状に基づいて Lord Hershell 及び Lord Esher を調査する原告の権利を奪うことによって正義を妨害したことを理由とする損害金一ポンド。訴訟費用負担付きで却下。
- ②⑤ 同年五月二二日。Judge Lumley 及び Judge Meadows White が被告。前述の訴訟の再審尋の申立て (motion for rehearing)。訴訟費用負担付きで却下。
- ②⑥ 同年七月四日。ウェイルズ皇太子、Sir E. Maunde Thompson 及び Mr. R. Garnett の三名が被告。クラークウェル州裁判所。大英博物館の読書室へ入る原告の入場券の更新を不当に拒否したことによる損害金。訴訟費用負担付きの被告有利の判決。

この事件に業を煮やして、嫌がらせ訴訟禁止法 (the Vexatious Actions Act) の制定が提案されたわけである。以下においては、嫌がらせ訴訟禁止法の沿革をたどり、この法規定の問題点を探ることにしたい。

(1) この法律の邦訳については、法務大臣官房司法法制調査部編・イギリス最高法院法・イギリス裁判所侮辱法 (一九八四年九月二五日、法曹会) がある。イギリスにおける簡単な文献には、Robin White, *The Supreme Court Act 1981* (1981, Sweet & Maxwell)

及び D.B. Casson and I.H. Dennis, *Modern Developments in the Law of Civil Procedure* (1982, Sweet & Maxwell) がある。最も詳細なものとしては、白本と称される THE SUPREME COURT PRACTICE 1985 VOLUME 2 (1984, Sweet & Maxwell and Stevens & Sons) pp. 1279-1374 がある。

- (2) これは不当応訴の事例であるが、例えば、東京地判昭和五四・一一・二八（判例時報九六一号九一頁）を見よ。
- (3) 不当訴訟・不当応訴の最近の例については、三谷忠之「判例回顧民事訴訟法」法律時報五六卷二号（一九八四年一月三〇日、日本評論社）一四六頁以下、三谷「判例回顧民事訴訟法」法時五七卷二号（一九八五年一月三〇日）一五九頁以下参照。
- (4) 訴権の濫用の具体例については、判例体系（第二期版）民事訴訟法 2-233-36頁以下参照。
- (5) Hansard, Vol. XLII, House of Lords, cols. 1410-1412. もともと、後述するように、実際には、それ以前のものも含めると、四八件の事件が係属したのである。後述〔1〕Re Chafers (1897) 13 T.L.R. 168 の事例である。

二 嫌がらせ訴訟禁止法

一 一八九六年法

イギリスにおいて、the Vexatious Actions Act, 1896 として引用される嫌がらせ訴訟禁止法が成立したのは、一八九六年八月一四日である。

この法の趣旨について、上院 (House of Lords) の第二読会で、大法官 (ホールズベリー上院議員) は、前述した事件を紹介しつつ⁽⁶⁾、

「想像できるあらゆる問題に基づいて、全く責任のない人に、完全に悪意からする嫌がらせ訴訟を提起するといふことは、現在では醜聞となり、そのような手続にストップをかけるべき時が到来した。不幸なことは、これら

の訴訟が先例となり増加しやすいことである。そして、特定の原告は禁反言で禁止されるかもしれないが、多くの後継者が続き、実務は減ることなく続けられるであろう。困難なことは、無益な、悪意からする有害な訴訟を止め、同時に、真に不服のある臣民による訴訟の提起を妨げる不必要な障害を裁判所に持ち込まないでにおける手続を有することである。本法案が確保しようとしている目的は、訴えられる人に対する保護である。私が注意を向けているような事例の場合には、評決は被告有利になるということは、その通りであるが、被告が防御し弁護士に説明するために出席しなければならない、ということが忘れられているように思われる。その結果、被告は勝訴するけれども、自ら損をして勝訴するのである。この法案が考えられたのは、そのような悪意からする嫌がらせ訴訟を終わらせるためである。……法案の目的は、この種の悪意ある嫌がらせ訴訟を妨げることである。悪意ある嫌がらせ訴訟に耽り、必要な費用を支払わない者の行為が法務長官の目にとまり、法務長官は、その裁量で、高等法院に申請し、その後、そのために高等法院で得られる許可なしには、将来いかなる令状もその者のためには発付されない、ということが、法案によって提案されている。社会及び十分な不服原因を有する市民が本法案の規定によって十分に保護されると同時に、人々が根拠のない嫌がらせ手続とそのような手続に伴う費用負担から保護されるべき時が到来した、と考えている。したがって、本法案は第二読会にかけられるべきものと提案する」

と述べている。

ところで、前述した一連の事件における被告は、全て公務員であったことに注意しておくべきである。だから、法務長官の目にもとまり、嫌がらせ訴訟禁止法のような実質的に一条からなる法案が提出されることになったのである、と断言してよいであろう。この被告が一般市民であるならば、果たして法律まで制定しようという動きがあったかど

うか疑問である。そして、この法案の第一条は、⁽⁷⁾

「法務長官が、この法律に従つて命令を求めるために、高等法院に申請することは合法であるものとし、高等法院であれ下位の裁判所に於いてであれ、また、同じ者に対してであれ異なる者に対してであれ、手続を開始する合理的根拠なしに、誰かある者が常習的に且つ執拗に嫌がらせの法的手続を開始したことを法務長官が高等法院に確信させる場合には、高等法院は、そのような者を審尋した後又は審尋の機会を与えた後、その者が高等法院又は高等法院の裁判官の許可を得て、高等法院又は裁判官に、そのような法的手続が裁判所過程の濫用でないこと及びそのような手続を進める一応の根拠があることを確信させるのでなければ、高等法院又は他の裁判所においてその者によつては、いかなる法的手続も、開始してはならない、ということを経ることができ。」

というものである。一体、このような法律によつてまで排除しなければならぬ人物が何人いるか明らかでないが、要件はかなり厳しいように思われる。すなわち、「手続を開始する合理的根拠」がないこと、「常習的に且つ執拗に」すること、「嫌がらせの」ものであることを、まず法務長官が証明しなければならぬ。その後、更に、当該人物を審尋して、その者が、「そのような法的手続が裁判所過程の濫用でないこと」及び「そのような手続を進める一応の根拠があること」を証明できない場合に限り、所定の命令をだすことができるのである。しかし、その効果は絶大で、あらゆる裁判所からの排除を意味している。この効果を考えれば、要件が厳しくなるのも当然であろう。

上院では提案に対して質問等もなく第三読会も終わつて、下院 (House of Commons) での審議に持ち込まれた。下院での第二読会において、法務長官が、法案について、⁽⁸⁾

「数年にわたつて続けられてきた濫用を終わらせる。ある者が裁判所を渡り歩き、大法官、カンタベリー大司教及び他の公人に対して、嫌がらせ訴訟をする。本法案は、人が常習的に嫌がらせ訴訟をすれば、裁判所は、法務

長官の権限に基づいて、手続を制限する命令をだすことができる、と定めている」

と説明したのに対して、Mr. T.M. HEALY⁽⁹⁾は、法案の制定のキツカケとなった事件が前述した一事例であることを根拠に、時限立法にするべく、

「疑いもなく重大な濫用が存在する。しかし、それは一人の人間と関係があるだけで、その者も永久には生きないであろう。「法務長官は、「違う。たった一人だけではない。」と叫ぶ。」訴訟を提起する臣民の権利を制限するのは、大胆な命令であり、私は、法案の有効期間を五年に制限するべきであり、五年後に、その法律が望ましいとすれば、時限立法延長法案によって更新するべきである。」

と提案している。そして、第二読会終了後の委員会でも、Mr. Lewisが、法律の有効期間の制限を定める新规定の導入を求める動議を提出した。⁽¹⁰⁾すなわち、

「同法は、一九〇七年の終了までに限り有効とするべきである。これは、試験的な基準であり、実際、五年間だけ通用させるべきである。しかし、政府が同意すれば、一〇年の期間制限に同意したい。」と述べた。これに対しては、法務長官が、

「本院は、賢明にもそのような期間制限を採用しないであろう。人々は合理的に行動するつもりである、ということを考えなければならない。法務長官の申立てに基づいて訴訟を提起できるだけであり、命令は、法廷弁護士
の審尋後に、高等法院がすることになっている。これらの予防措置で十分である。」

と回答しただけで、時限立法の提案は採用されていない。

同じ委員会の場において、提案されている嫌がらせ訴訟禁止法案の第一条(前頁参照)の削除の動議が提出された。裁判所は臣民の誰もが平等に利用できる、というのが中心の反対意見であり、Mr. J.F. OSWALD⁽¹²⁾は、

「本法案は、イギリス法の知らない原則を立てている。女王の特定の臣民にあらゆる裁判所の門戸を実際に閉ざし、しかも、ある個人が手続を起こすのに何か不快なことをした故に、門戸を閉ざす法案が提出されたのは、議会の歴史において始めてである。裁判所は嫌がらせであると考えられることのできる手続を停止させる権限を既に有している。私は官僚主義に反対する〔笑い〕。そして、この国の人民に代わって、法務長官が、彼自身が官吏であるが、裁判所に来て、女王の臣民全体に裁判所の門戸を閉ざす申請をすることができるといふことを定める法案に反対する。なぜなら、臣民は、当然のことながら、訴訟好きなものである。〔笑い〕法案は最も慎重に考慮すべきであり、終了間際になった会期の最後になって反対されるべきは法案ではない。裁判所は、全ての者に開かれるべきである。法案は、現実には、高等法院の裁判官が、法務長官の申請に基づいて、特定の人間に対して下位の裁判所の門戸を閉ざす権限を有すべきであることを提案している。申請をなさねばならないとすれば、別々の裁判所になすべきである。公的正義という第一の原則、すなわち、それは全てに平等に開かれているという原則を侵害する故に、本条に反対である。女王の裁判所は公的な裁判所であり、あらゆる階級の当事者は、それに自由に且つ何にも妨げられずに接近することができる。本条は濫用される可能性があり、裁判所は、既に、簡易に且つ安く、嫌がらせの又は悪意のある訴訟を停止させる必要にして十分な権限を有している。」

と主張している。しかし、この動議は採用されなかった。
だが、次のようなやり取り⁽¹³⁾によって、費用を自分で負担できない貧困者には法廷弁護士を任命する、との趣旨の規定がおそらく挿入されたのであろう。すなわち、Mr. T.M. Healy は、

「身分の貴い人々が攻撃され、迷惑をかけられるまで、干渉することは、誰の心にも浮かばない。そのときには、国家の役人は、すぐに保護を与えるために干渉する。貧困者は、顔が紫色になるまで攻撃される可能性があり――

—〔笑い〕—、あらゆる種類の費用を負担させられる可能性があるが、何もなされないのであろう。」
と皮肉ったのに対して、法務長官は、

「これらの手続によつて、この数年間に、国民は、国民の義務として保護される人々に関して、かなりの額を費した。」

と答弁したが、更に続けて、Mr. T.M. Healyが、

「法務長官及び法務長官のような公務員は、保護の必要などないのである。なぜなら、彼らは法に通じており、たくさんのお金をもっている。〔笑い。〕これは、一つの階級立法である。アイルランドでは、本法案に対する希望はない。そして、イングランドでは、裁判所過程の濫用があれば、裁判官は救済を与えるであろう。上院は、決して庶民のために法案を提出しない。」

と、これまた皮肉っぽい批判をしている。

それにもかかわらず、成立したのが、二条からなる次のような嫌がらせ訴訟禁止法である⁽¹²⁾ (59 & 60 Vict. c. 51)。

「1 法務長官が、この法律に従つて命令を求めるとき、高等法院に申請することは合法であるものとし、高等法院であれ下位の裁判所においてであれ、また、同じ者に対してであれ異なる者に対してであれ、手続を開始する合理的根拠なしに、誰かある者が常習的に且つ執拗に嫌がらせの法的手続を開始したことを法務長官が高等法院に確信させる場合には、高等法院は、そのような者が貧困のため法廷弁護士を雇うことができないう場合には法廷弁護士を任命してから、そのような者を審尋した後又は審尋の機会を与えた後、その者が高等法院又は高等法院の裁判官の許可を得て、高等法院又は裁判官に、そのような法的手続が裁判所過程の濫用でないこと及びそのような手続を進める一応の根拠があることを確信させるのでなければ、高等法院又は他の裁判所においてその

者によつては、いかなる法的手続も、開始してはならないものとする、ということ命じることができる。そのような命令の写しは、ロンドン・ガゼットに掲載するものとする。

2—(1) この法律は、スコットランド又はアイルランドには拡張されないものとする。

(2) この法律は、the Vexatious Actions Act, 1896として引用することができる。」

なお、同法二条の適用地域に関し、同じ委員会の場合において、良き法がなぜ地域制限を受けるか、という疑問が提起されている⁽¹³⁾。Mr. Douglas Coghil が、

「この本案が良き法案であるのであれば、なぜアイルランドに拡張されないのか？」
と質問したのに対して、法務長官は、

「本案の必要性は、アイルランドでは生じなかった。イングランドでは、この一〇年間に、三、四件あった。」
と簡単に答弁し、この点に関しては、原案通りに終わった⁽¹⁴⁾。

(6) Hansard, Vol. XLII, House of Lords, cols. 1410-1412.

(7) 法案全体の原文は、以下のようなものである。

“Clause 1.—POWER OF COURT TO PROHIBIT INSTITUTION OF ACTION WITHOUT LEAVE.

It shall be lawful for the Attorney General to apply to the High Court for an Order under this Act, and if he satisfies the High Court that any person has habitually and persistently instituted vexatious legal proceedings without any reasonable ground for instituting such proceedings, whether in the High Court or any inferior Court, and whether against the same person or against different persons, the Court may, after hearing such person or giving him an opportunity of being heard, order that no legal proceedings shall be instituted by that person in the High Court or any other Court, unless he obtains the leave of the High Court or some judge thereof, and satisfies the Court or Judge that such legal proceeding is not an abuse

of the process of the Court, and that there is prima facie ground for such proceeding.

Clause 2,——EXTENT AND SHORT TITLE.

(1.) This Act shall not apply to Scotland or Ireland.

(2.) This Act may be cited as the Vexatious Actions Act, 1896.”

(8) (9) Hansard, House of Commons, 8 August 1896.

(10) Hansard, Vol. XLIV, House of Commons, col. 457.

(11) Hansard, Vol. XLIV, House of Commons, cols. 455-456.

(12) 原文は「次のようである」。

“1. It shall be lawful for the Attorney-General to apply to the High Court for an order under this Act, and if he satisfies the High Court that any person has habitually and persistently instituted vexatious legal proceedings without any reasonable ground for instituting such proceedings, whether in the High Court or in any inferior court, and whether against the same person or against different persons, the court may, after hearing such person or giving him an opportunity of being heard, after assigning counsel in case such person is unable on account of poverty to retain counsel, order that no legal proceedings shall be instituted by that person in the High Court or any other court, unless he obtains the leave of the High Court or some judge thereof, and satisfies the court or judge that such legal proceeding is not an abuse of the process of the court, and that there is prima facie ground for such proceeding. A copy of such order shall be published in the London Gazette.

2.-(1.) This Act shall not extend to Scotland or Ireland.

(2.) This Act may be cited as the Vexatious Actions Act, 1896.”

(13) Hansard, Vol. XLIV, House of Commons, col. 456.

(14) ただし二年後の一八九八年八月二日には「スコットランドに適用せられる回懸法の the Vexatious Actions (Scotland) Act, 1898 (61 & 62 Vict. c. 35) が成立している。原文だけ挙げておこう。

“1. It shall be lawful for the Lord Advocate to apply to either Division of the Inner House of the Court of Session for an order under this Act, and if he satisfies the Court that any person has habitually and persistently instituted vexatious

legal proceedings without any reasonable ground for instituting such proceedings, whether in the Court of Session or in any inferior court, and whether against the same person or against different persons, the court may order that no legal proceedings shall be instituted by that person in the Court of Session or any other court unless he obtains the leave of the Lord Ordinary on the Bills in the Court of Session, having satisfied the Lord Ordinary that such legal proceeding is not vexatious, and that there is *prima facie* ground for such proceedings. A copy of such order shall be published in the Edinburgh Gazette.

2. This Act may be cited as the Vexatious Actions (Scotland) Act, 1898."

二 一九二五年法

そして、一九二五年には、最高法院（統合）法（the Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act, 1925 (15 & 16 Geo. 5, c. 49)）が成立し、その第五一条に嫌がらせ訴訟禁止の規定があるが、以下に示すように内容の実質的な変更はなく、⁽¹⁵⁾右法律自体が極めてスムーズに成立したため、議論もなかった。

「(1) 本条の下で法務長官によってなされる申請に基づいて、高等法院においてであれ下位の裁判所においてであれ、また、同一の者に対してであれ異なる者に対してであれ、常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに、誰かある者が嫌がらせの法的手続を開始した、と高等法院が確信する場合には、裁判所は、その者を審尋した後又は審尋の機会を与えた後、高等法院又は高等法院の裁判官の許可なしには、その者は、いかなる裁判所においても、いかなる法的手続も、開始してはならない、と命じることができ、そのような許可は、その手続が裁判所過程の濫用でないこと及びその手続について一応の根拠があることを裁判所又は裁判官が納得するのでなければ、与えられないものとする。」

(2) 本条の下で命令が求められている者が貧困のため法廷弁護士を雇うことができない場合には、高等法院は、その者に法廷弁護士を任命するものとする。

(3) 本条の下でなされた命令の写しは、ロンドン・ガゼットに掲載するものとする。」

(15) THE SUPREME COURT PRACTICE 1985 VOLUME 2 para. 5182 (p. 1311) では、一九二五年法によって、「裁判所の権限は、嫌がらせ訴訟当事者が新たな法的手続 (legal proceedings) を開始するのを制限する」ことに拡張され、「とあるが、一九二五年法は、一八九六年法と実質的な変更はないようである。筆者の誤解のようには思われるのであるが、念のため、右の引用頁の原文を引く」と、「the Vexatious Actions Act 1896, which was replaced by s. 51 of J.A. 1925 which extended the powers of the Court to restrain a vexatious litigant from instituting any fresh legal proceedings or by the amendment introduced by the J.(A.).A. 1959 from continuing any existing legal proceedings without the leave of the Court.」である。

また「一九二五年法の条文の原文は」以下のようである。

“(1) If, on an application made by the Attorney-General under this section, the High Court is satisfied that any person has habitually and persistently and without any reasonable ground instituted vexatious legal proceedings, whether in the High Court or in any other inferior court, and whether against the same person or against different persons, the court may, after hearing that person or giving him an opportunity of being heard, order that no legal proceedings shall without the leave of the High Court or a judge thereof be instituted by him in any court, and such leave shall not be given unless the court or judge is satisfied that the proceedings are not an abuse of the process of the court and that there is prima facie ground for the proceedings.

(2) If the person against whom an order is sought under this section is unable on account of poverty to retain counsel, the High Court shall assign counsel to him.

(3) A copy of any order made under this section shall be published in the London Gazette.”

三 一九五九年法

その後、一九五九年五月一四日に成立した改正法は、the Supreme Court of Judicature (Amendment) Act, 1959 として引用されるもので、the Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act, 1925 の嫌がらせ訴訟禁止規定を改正するだけの立法であった (7 & 8 Eliz. 2 c. 39)。

この立法によって意図されたのは、嫌がらせ訴訟当事者による手続開始又は続行の許可を求める申請の拒否命令に対する控訴を制限することと、嫌がらせ訴訟当事者であることの宣言される前に係属していた訴訟の続行についても許可がいくことの二点である。

改正法の提案理由については上院の第二読会において、Lord Conesford⁽¹⁶⁾が、

現行の最高法院 (統合) 法五一条の「この制定法規定は、高等法院の固有の管轄権を、現在係属中の訴訟の停止ばかりでなく、同じ当事者による新たな民事手続の提起の禁止も可能にするように、不真面目な又は嫌がらせの手続の停止に拡張している。経験によると、この立法には二つの欠陥又は欠点があることが分かった。まず第一に、本条の下で命令がなされた後、裁判官によって手続開始の許可が拒否された者が、控訴法院への、完全に望みのない控訴等々をするのを妨げることができない。第二に、その後嫌がらせ訴訟当事者であると宣言される者が既に開始していた係属中の手続に拡張されない。

右のような命令をすることが必要であると認定される人物の数が非常に少ない、ということを知るのは、皆さんの興味を惹くかもしれない。一九三一年以来、たった一二件の命令がなされたにすぎないようだ。平均すると、右のような命令がなされたのは、二年に一件強である。最近は、数が増える傾向にあり、関心ある皆さんは御存知のように、先月一〇日のタイムズに、首席裁判官及び他の二人の裁判官が審尋した事件の報告がなされている。⁽¹⁷⁾

本法案が目指している二つの改正点について述べると、以下のようになる。問題の人物が既に開始した手続に本条を適用する改正は、望ましい。なぜなら、考慮しなければならないのは、公判ばかりでなく、中間手続も考慮しなければならず、そのような人物は、法外な数の、全く希望のない中間申請を案出する可能性がある。もちろん、第二の、より大きな改正は、(彼が手続を提起するのに裁判官の許可を得ることを要求する最高法院法の本条の下で、そのような命令がなされた後) 裁判官の決定を終局的なものにする、という改正であり、私の考えでは、明らかに望ましい改正である。

皆さんが自由を不必要に抑制するのを最も好まないであろうことは知っているが、私は、結論として三つの事実を思い出させるであろう。第一に、命令が求められる者は、命令前には常に部法廷の面前で法廷弁護士によって代理されるということ。第二に、命令がなされると、その命令に対しては、通常の控訴ができる等々。第三に、裁判所での経験を経た皆さんが既に御存知のように、私は、数多くの望みのない手続を始めることを許すのは、その者自身にとって何ら親切なことではない、と皆さんに断言することができ。事実、以前の首席裁判官である Lord Alverstone は、本条の下における初期に報告された事件の一つにおいて、命令は、当事者が悩ませる可能性のある人の利益を保護するばかりでなく、彼自身の時間と財産の浪費を抑えることにもなる、と述べていた。」と説明している。

この説明に対しては反対の意見も修正の動議もなく、原案通り成立した。⁽¹⁹⁾ すなわち、
「1——(1) the Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act, 1925 の第五一条一項 (これは、本条の下で法務長官が、高等法院においてであれ下位の裁判所においてであれ、また、同一の者に対してであれ異なる者に対してであれ、常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに、誰かある者が嫌がらせ訴訟の法的手続を開始

した、と高等法院が確信する場合には、裁判所は、その者を審尋した後又は審尋の機会を与えた後、高等法院又は高等法院の裁判官の許可なしには、その者は、いかなる裁判所においても、いかなる法的手続も、開始してはならない、と命じることができる、と定めている)の、「いかなる裁判所においても」の文言の次に、「そして、命令をする前にその者が裁判所において開始したいかなる法的手続も、そのような許可なしには続けられないものとする」という文言を挿入するものとする。

(2) 右の一九二五年法第三一条一項(本項は、一定の場合には、いかなる控訴も許されないものとする、と定めている)の最後に、次の号を加えるものとする。すなわち、

『(1)本法五一条に従って有効な期間の間、命令の対象である者による法的手続の開始又は続行を求める許可を拒否する命令。』

2 本法は、the Supreme Court of Judicature (Amendment) Act, 1959として引用することができる。」
 というのである。

(16) Hansard, Vol. CCXVI, House of Lords, cols. 70-71.

(17) 後述〔4—2〕Re Vernazza [1959] 2 All E.R. 200 の事件である。

(18) これは、後述〔2〕Re Jones (1902) 18 T.L.R. 476 の事例である。

(19) 原文は以下の通りである。

“1.—(1) In subsection (1) of section fifty-one of the Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act, 1925 (which provides that if, on an application made by the Attorney General under that section, the High Court is satisfied that any person has habitually and persistently and without any reasonable ground instituted vexatious legal proceedings, whether

in the High Court or in any inferior court, and whether against the same person or against different persons, the court may, after hearing that person or giving him an opportunity of being heard, order that no legal proceedings shall without the leave of the High Court or a judge thereof be instituted by him in any court) and that any legal proceedings instituted by him in any court before the making of the order shall not be continued by him without such leave."

(2) In subsection (1) of section thirty-one of the said Act of 1925 (which provides that no appeal shall lie in certain cases) at the end there shall be added the following paragraph, that is to say—

"(1) from an order refusing leave for the institution or continuance of legal proceedings by a person who is the subject of an order for the time being in force under section fifty-one of this Act."

2. This Act may be cited as the Supreme Court of Judicature (Amendment) Act, 1959."

三 具体例

前述(二の三)したLord Conesfordの説明にあるように、嫌がらせ訴訟当事者であることが認められて、嫌がらせ訴訟禁止法による命令がだされた例は、極めて少ない。

その理由として考えられるのは、訴訟を嫌がらせのために利用しようとする者の訴えに対しては、相手方が示談を申し出る、すなわち、嫌がらせをする当事者に対して幾らかの金銭を支払って、事件を終了させることである。そのような事態を想定すれば、表だって嫌がらせ訴訟禁止法が適用されるようなことは、あまりないであろう。更に、嫌がらせ訴訟をする側にとっても、よほどの時間と暇がない限り、わざわざ裁判所にまで出ていく手間を掛けないであろう、ということも考えられよう。

さて、数少ないが、公表された事件を紹介することにしよう。まず第一は、[1] *Re Chaffers* (1897) 13 T.L.R. (= *the Times Law Reports*) 168 で、実に四八件の訴訟を提起した者に対するものである。嫌がらせ訴訟禁止法を制定するキツカケとなった事件であり、おそらく、嫌がらせ訴訟禁止法の適用第一号であろう。法務長官は、

「四八件の訴訟が、*Mr. Chaffers* によって提起された。それらの訴訟の一つとして *Mr. Chaffers* は勝訴しなかったし、どの審級においても、彼に対して命じられた費用を支払わなかった。これらの訴訟においては、ウェイルズ皇太子、カンタベリー大主教、大法官及び前大法官、下院議長、記録長官、裁判官……、大英博物館理事、大蔵省事務弁護士、警視総監並びに他の多くの公務員及び人々が被告とされた。」

と主張し、*Mr. Chaffers* が嫌がらせ訴訟禁止法にいう「常習的に且つ執拗に嫌がらせの法的手続を開始した」者であることを強調した。

それに対して、*Mr. Chaffers* の法廷弁護士は、まず、法の遡及効を問題にして、

「不服が述べられている四八件の訴訟のうち四七件は、命令が求められている嫌がらせ訴訟禁止法が発効する前に開始されており、遡及効がある旨が明記されていない制定法は、同法施行後になされた手続に適用できにすぎない」

と主張し、各訴訟が合理的な根拠がないかどうかに関して、更に、

「法務長官の申請が通るためには、法務長官は、提起された訴訟が同じ争点に基づいていること及びそれらが何の役にも立たないことを証明しなければならない。*Mr. Chaffers* の訴訟は、(1) 議会に請願する権利を実現するための試み、(2) 彼の占有下にある一定の法的書類をコピーして渡したコピーについての支払請求、(3) 裁判過程を覆す共謀を証明する試み及び(4) 大英博物館から排除されたことに対して救済を受けるために取る手段に関するもの

に分類することができ。それらの訴訟のどれも、彼が提起した先行の訴訟における争点と一致して審理すべき争点はなく、それらの全てに、審理すべき資格を有している問題が含まれている。したがって、訴訟は、同法の意味において嫌がらせである、とは言うことができない。」

以上の主張に対して、**Wright, J.** は、法務長官の申請を認め、同法の命令を発するに際し、遡及効の点に関しては、「同法の前に提起された訴訟と同法の後に提起された訴訟との区別は、同法によって認められておらず、不服ある者の行為が同法前の行為である場合を含まないように同法の範囲を制限する理由は原則として存しない。」と判示して、右論点の主張を排斥し、訴訟間の関係に関する主張も排斥するべく、

「訴訟の一般的な性格及び結果を検討しなければならず、嫌がらせの性格を有する大量の訴訟がなされたことは明らかである。すなわち、四八件の訴訟のうち四七件が敗訴し、命じられた費用のどれも支払わなかったことは明らかである。そのことはそれらの訴訟が法律上嫌がらせである、という推論を強化する。」

と判示している。更に、最後に、「本件が同法の範囲内に入らざれば、いかなる事件も決して同法の範囲内に入りえない。」とまで述べている。この、嫌がらせ訴訟禁止法の下における命令に対して、**Mr. Chaffers** は更に控訴したが、控訴は却下されている。控訴審で、**Mr. Chaffers** が、「同法は圧制的であり、憲法にさえ反している。同法は私自身を狙っており、私は、裁判所への自由なる接近を妨げられる唯一の人間である。」と不満を表明しているが、この主張は全く相手にされていない。

この事件において明確にされたのは、嫌がらせ訴訟禁止法の下における命令をするには、手続の数、一般的性格及び結果を検討し、各手続だけを見れば手続に合理的な根拠があったとしても、命令をすることができる、ということ

である。これは、後述の〔4—*a*〕や〔5〕の判例にも踏襲されている。

次の事件〔2〕*Re Jones* (1902) 18 T.L.R. 476は、訴訟としては五件だけにすぎないものであるが、同じ*the Wellingborough Permanent Allotments Association*という土地関係の組合の構成員が被告とされていた。組合の秘書の宣誓供述書から明らかにされたところによると、

「組合は、*the Industrial and Provident Societies Act, 1876*の規定に従って登録され、農業家、園芸家及び酪農家の事業を営み、土地を売買する目的で組織された。Jonesは組合の構成員であり、一年につき、一エーカー、一ポンド、一〇シリングの賃料で菜園の所有者になった。彼が賃料を支払わなくなったので、組合は、彼に対して明渡しのお知らせを送達した。彼は、その土地を明け渡すことを拒否したので、委員会は、彼に対して不動産回復手続 (*proceedings for ejectment*) を始め、占有命令を獲得した。Jonesはその命令に従わず、不動産回復令状 (*a warrant for ejectment*) が獲得されて、土地の占有がなされた。組合は土地の区画を耕させようとしたが、Jonesはそこに入り込み、故意に損害を与えた。このため、彼は出頭を命じられ、七日間投獄を命じられた。組合規則には、構成員間の紛争の解決は仲裁によって行う、と定められていたが、彼は、この規定を利用することを拒否し、彼には何もないから、訴訟手続をとっても彼は何も失わない、そして、組合は銀行に少ししかお金を預けていないから、組合にその金を消費させて、組合を破産させよう、と述べて、訴訟手続をとった。彼が始めた全ての訴訟において、Jonesは、組合の委員を個人的に取り扱い、訴訟を防御するのに九〇ポンドの費用を使わせた。彼は全部で五つの訴訟を提起したが、全てが停止され、最後の一件は不真面目で且つ嫌がらせである、として、主事が却下した。」

という事実関係が判明した。右の文中における停止と却下は、裁判所の固有の管轄権の行使によるものである。これ

については、現在では、Rules of the Supreme Court, O. 18, r. 19にも規定されている⁽²⁰⁾。

以上の事実に対して、Jones側は、

「Jonesは、最初の訴訟を開始したときには六ヶ月以上前に構成員であることをやめており、組合の規則による仲裁を利用できなかったであろう故に、仲裁を利用できなかったのである。委員会の構成員に対して別々に訴訟を提起したという事実は、嫌がらせ手続を意味しない。」

と述べ、Jonesの宣誓供述書によれば、

「自分に送達された通知書はその後撤回され、したがって、借地の占有を再開できる資格があり、予め賃料を支払っていたので、一九〇〇年五月まで占有する資格がある。」

というのである。

しかし、裁判所は、法務長官の申請を認めた。訴訟が五件にすぎないことから、追加的な事情を考慮している。すなわち、Lord Alverstone, C.J.は、貧困な人々の時間とお金の浪費を阻止することであり、

「本件は、疑いもなく限界に近い。同法は極めて有益な法律であり、疑いもなく、人が他人を悩ませるのを妨げ、他人のお金を浪費することをも妨げるために利用されるであろう。本件のように訴訟の数が少ない場合に、同法の命令をするのは、例外的な事情があるときだけであるが、命令をするべき付加的な事情がある。訴訟の被告は、全員が原告と同じ生活ランクにある人々、すなわち、身分の低い(humble position)人々である。原告は、五つの令状を発付し、同じ対象に関して五つの請求の陳述書を提出した。これらの訴訟は全て停止され、最後の訴訟は、不真面目な且つ嫌がらせの訴訟として却下された。組合の秘書による宣誓供述書にも陳述されているように、原告は、自分に資産がなく、組合の金を浪費させることを計画している、と言っている。なされる命令の効果が、

要するに原告が手続をとることを止めさせることであれば、命令を出すのにためらって長く掛かるであろう。しかし、同法の下での事件の一つにおいて指摘されたように、その命令の唯一の効果は、原告が、新たな手続を始める前に、高等法院の裁判官の許可又は高等法院自身の許可を得なければならない、ということである。それは何を意味するか？ それは完全に公平な裁判官が原告の論拠に関する原告の陳述を検討し、原告が手続を進めることを許すべきであると考えれば、原告がそうするための許可を与える、ということを意味している。本件で、そういったことがなされない限り、同じ対象に関して他の多くの手続がとられ、そうすれば、原告は自分の時間とお金を浪費し、他の人々にお金を使わせることになる。」

と理由づけて、法務長官の申請を認めて、命令を出したのである。追加的事情として、貧困な人々の時間とお金の浪費の阻止を挙げている。この観点は、一九五九年改正法の提案理由の根拠としても挙げられている（二の三参照）。

次の二件は、一九二五年法の下での事件である。いずれも、法務長官の申請が認められている。

[c] *Re Hutchinson* [1929] W.N. (= *the Weekly Notes*) 102 においては、命令を受けた者は農地の借地人であったが、地主からの明渡しのお知らせに基づいて、一九一二年にその地を離れた。一九一三年には、騒動の補償金として三二ポンドを異議を申し述べながら受け取っていた。しかし、その後、一九一八年から一九二八年までの一〇年間に、借地権等々の補償として、莫大な額を請求して、一〇件の訴訟を開始した。これらの訴訟は全て却下され、その幾つかは、不真面目で且つ嫌がらせであるとして却下された。しかも、費用は全く支払わなかった、というのである。

Hutchinson 側は、事実を争うことはできない、と述べたが、命令は、*Lord Savile* に対する手続だけに適用するよう制限すべきである、と争った。その理由として、資産が少ないので、*Lord Savile* 以外の誰かに対して完全に正当な訴訟を州裁判所に提起したい場合には、もし高等法院の許可を得るためにロンドンまで来る費用を負担しなければ

ばならないとすれば、極めて難儀である、と述べている。

法務長官の申請を認めるに際し、Lord Hewart, C.J. は、右の点に関しては、

「同法の下における命令を Lord Savile に対する手続だけに適用を制限するよう提案されているが、制定法は、そのような命令を許していないか予想してないのであり、したがって、同条項に従う命令をださなければならぬ。」

と、簡単に述べているにすぎない。

この事件では、要するに、本条の下における命令は、特定の者に対する手続だけに適用するよう制限することができない、ということを明らかにしている。

[4-a] Re Vernazza [1959] 2 All E. R. 200 の事件は、一九五九年改正法提案のキツカケとなった事件である。

① 一九三五年七月一日に、Vernazza は、Baburizza & Co., Ltd. を相手に、契約違反又は違法解雇を理由として、損害賠償を求める令状を発布した。一九三七年六月一六日に、Swift, J. が被告有利の判決をした。Vernazza は控訴したが、一九三八年三月一〇日に、控訴は却下され、貴族院への控訴の許可も拒否された。

② 一九三八年六月二日に、Vernazza は、①と同じ会社を相手に、大法官部において、Swift, J. の判決の取消しを求め、共謀又は詐欺を理由とする損害賠償を請求する令状を発付した。同年一月一日に、Farwell, J. は、嫌がらせ訴訟であるとして、却下を命じた。

③ 更に、Vernazza は、新たな請求の陳述書を交付し、複数の請求のうち、質問書 (interrogatories) を交付する許可を求める申請は、一九三九年一月一九日に、Farwell, J. によって却下された。この命令に対する控訴は、高等法院によって却下され、貴族院への控訴の許可は拒否され、控訴する許可を求める貴族院控訴委員会 (the Appeals

Committee of the House of Lords) への請願も拒否された。

④ 一九五七年一〇月八日には、訴訟遂行の欠如を理由とする、②の訴訟却下の召喚状が、Harman, J. の面前に提出され、その訴訟は、Vernazza 欠席のまま却下された。この命令に対しては、③と同じ結果に終わった(一九五八年七月二四日)。

⑤ 一九五八年七月二四日に、Vernazza は、同会社を相手に、①の Swift, J. の判決の取消しを求めて、大法官部において訴訟を始めた。この訴訟は、同年十二月二日に、Wynn-Parry, J. により、不真面目で且つ嫌がらせで、裁判所過程の濫用である、として却下された。

⑥ 同会社は、一九三七年に任意清算に入り、Vernazza は、①で請求した金銭債務についての証拠書類を提出したが、拒否された。一九三八年に、Vernazza は、自己の証拠書類が許される旨の命令を求める召喚状を発付し、その後、同年に、清算人に対して職権濫用召喚状を発付した。後者の召喚状については、大法官部における最初の訴訟の結果が出るまでの間、停止された。一九五八年には、同会社の清算人の解任を要求する第三の召喚状を発付したが、三つの召喚状すべてが、Vaisey, J. によって却下された。一九五九年一月には、Vernazza は、控訴法院への控訴の三通の通知書又は修正通知書を送達した。

⑦ 一九五二年と一九五三年に、Vernazza は、故人である Petrinovic の遺言の管理のための非訟手続において、二通の予告書を登録し、一九五七年には、故人の代表管理社である会社を相手に、大法官部において、令状を発付した。これらの手続はすべて、Vernazza の①における請求に関するもので、故人は、清算会社の会長で、保証人であった。以上のような事実があったのであるが、Vernazza は、最初の大法官部での訴訟(上記②)以外には、請求の陳述書又は他の召喚令状には、各審級において、訴訟原因を明らかにしているから、嫌がらせとは言えない、と争った。

王座部の Lord Parker, C.J. は、右の主張は間違っている、として、

「手続が嫌がらせであるかどうかを検討するときには、事項の全歴史を考察することができ、また、事件の全歴史を考察しなければならず、それは、準備書面で訴訟の形式を明らかにしているかどうかによって決定されるのではない。事実、それは、準備書面を削除する申請がなされるときに、裁判所の規則の下で適用される原則である。準備書面が合法であるとしても、裁判所は、事項の全歴史に関する宣誓供述書を考察することができる固有の管轄権を有しており、歴史から見て、もし訴訟が嫌がらせ訴訟であれば、事項を削除し、訴訟を却下することができる。」

と述べている。この見解は、〔1〕の見解と相通じるところがある。すなわち、嫌がらせ訴訟であるかどうかの判断に際しては、各個別の事件をそれだけ取り上げて検討することは間違いである、ということである。そして、一つの事件も、紛争全体を眺めて考慮する、ということである。

そして、一九五九年四月九日に、高等法院は、s. 51(1) of the Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act, 1925 に従って、命令をだした。この命令に対し、Vernazza は控訴した。それが〔4—9〕Re Vernazza [1960] 1 Q. B. 197 である。控訴して間もなく、翌月の一四日に、一九五九年改正法が成立した。そこで、法務長官は、一九五九年法に従って、第一審の命令に、Vernazza によって未だ続けられている手続の続行禁止も挿入するよう求めた。

Vernazza のために、Arthur Bagnall は、まず、一九二五年法五一条一項にいう「法的手続を……開始した(instituted … legal proceedings)」の意味を問題にして、

法的手続を開始したという表現は、「実体的救済方法を求める段階又は令状若しくは訴訟開始召喚状のような訴訟開始手続によって別々の訴訟原因を主張する段階を踏むこと、すなわち、論拠、数及び表題を与える最初の段階

を踏むこと、あるいは、口語体で言えば、『活動を始めさせること (setting the ball rolling)』を意味するよう狭く解釈するべきである。指図を求める又は開示を求める召喚状、質問の執行 (the administration of interrogatories)、新たな被告又は新たな訴訟理由の追加、主たる訴訟に従属する又は現状を維持するための中間段階、そして、控訴法院への控訴又は貴族院への控訴許可の請願は、右のような狭い解釈によれば、既に開始された手続を単に続けているにすぎないであろう。

もしそれが正しい解釈とすれば、第五一条一項は、裁判所が、訴訟当事者によって開始された別々の各手続を考察し、同項に定められている前提条件すべてを満足させるものをそれから選ぶことを要求している。まず第一に、裁判所は、手続の開始だけを考えなければならず、中間段階を踏むこと又は控訴権を遂行することによる、既に進行している手続の遂行を考えてはならない。」

「第二に、手続の開始は、客観的な基準と主観的な基準の両者を充足しなければならない。それは、『合理的根拠のない』ものでなければならず、外部から考察すると、敗訴せざるをえないものでなければならない。そして、それは、『嫌がらせで』なければならない。すなわち、権利を主張するために善意で開始されたのではなく、悪意をもって被告に嫌がらせをし又は被告を悩ませるものでなければならない。」

「訴訟は全て人を悩ませるものであるが、『合理的根拠なしに』ということ以上の何かが必要ならなければならない。訴訟が負けるに違いないということを証明しても十分でない。それは、嫌がらせ訴訟でもなければならぬ。第三に、裁判所は、手続の開始が『常習的かつ執拗で』あった（もつとも、これらの言葉の意味の違いを見つけたすことは困難で、『執拗で』という言葉は恒真である可能性がある）、ということを確認しなければならぬ。」

第五一条一項に従って命令を出す裁判所の裁量権を行使するために必要なこれら全ての前提条件のいずれも

が、本件では証明されなかったし、全部敗訴した長く続いた手続という十肥ひとからげの見解を採ることによる裁判所の、事項への接近方法は間違っていた。Swift, J. の面前で示談された訴訟は、嫌がらせ訴訟であると言うことができなかった。そして、その示談を受け入れることを訴訟当事者が一旦拒否すれば、彼の採るべき唯一の途は、それを取り消してもらうために、大法官部において別の訴訟を始めることであつた。大法官部での訴訟は、その後のあらゆる手続の基礎であつた。そして、もしそれが嫌がらせであつたとすれば、訴訟当事者は本案で敗訴するに違いない。しかし、もしそれが嫌がらせでなかつたとすれば、会社法廷 (the Companies Court) 及び他の場所での、その後のあらゆる手続は、現状を維持するために踏まれる段階であつた。狭い解釈によれば、唯一の嫌がらせ手続は、Wynn-Parry, J. によって却下されたものであつた。」

「両訴訟とも、何年間も休止した。しかし、遅れたことは嫌がらせではない。一九三五年以来試みていたけれども、決して訴訟の本案について公判させなかつた、ということに注意するべきである。」

と主張した。これに対して、Sir Reginald Manningham-Buller Q.C., A.G. と J.R. Cumming-Bruce は、

「第五一条一項における『手続 (proceedings)』の言葉は、『訴訟 (action)』と同義のように解釈すべきではない。その文脈においては、形容詞の『嫌がらせの』という言葉は、『法的手続』にかかるのであつて、『法的訴訟』にかかるとはならない。最高法院規則の Ord. 1, rr. 1 and 2 は、『訴訟は『手続』の唯一の種類である、ということを示している。その言葉を、令状又は訴訟開始召喚状による訴訟の開始という狭い意味に解釈する正当化理由は存しない。『法的手続』という言葉は、わざと広い言葉なのであり、手続は、当事者が訴訟における別個の段階を踏むときに開始される。貴族院への控訴の許可を求める請願が第五一条一項にいう手続の開始である、ということ、は、少なくとも議論の余地がある。部法廷が、法的手続が嫌がらせであるかどうかを判断するために、その者の

訴訟の全歴史を考察したのは正しかった。」

と主張し、更に「J.R. Cumming-Bruce は続けて、

「第五条一項は、許可なしには、訴訟を開始することもできず、既に始められた訴訟におけるどんな段階も踏めない原告を構想している。踏まれた段階が、もし成功すれば、裁判所の機構を始動させるであろう、ということとは、法的手続の開始の本質的な構成要素である。その結果、裁判所は、救済を与えるか、相手方当事者に、ある手続段階(some procedural step)を踏ませるであろう。しかし、そのような解釈によれば、質問(interrogatories)を執行する許可を求める召喚状は手続の開始であろう。」

と主張した。これらの主張に対して、Bagnall は反論した。

「広い解釈が正しいとすれば、第五条一項による命令の対象である者は、自分が望んでいる又は訴訟において踏むことが要求されているあらゆる段階の許可を裁判官に求めなければならないことになるであろう。裁判官は、通常のあらゆる手続段階 (all the normal procedural steps) のために予め許可を与えることができないし、遡及効 (nunc pro tunc) の許可も与えることができない。なぜなら、裁判官は、同法によって、『手続』を考察することを命じられているからである。」

以上の議論に対し、Ormerod L. J. は、控訴の却下を主張し、

「本件においては、手続の開始 (the institution of proceedings) と言える事項も言えない事項も種々言及されている。既に処理された二つの訴訟があり、両方とも、既に開始された手続であることが異議なく認められている。この裁判所へは多くの控訴がなされ、そして、貴族院への控訴でなければ、貴族院へ控訴する許可を求める請願がある。私は、控訴する許可を求める貴族院への請願が手続の開始に等しいかどうかの問題は非常に疑問の

ある問題である、と思う。この裁判所への控訴が、当初の訴訟における手続の開始以外の別の手続の開始と看做すことができるかどうかの問題も生じる。ここで、その問題を決定することは、おそらく不必要であろうが、私は、高等法院から又は他の裁判所からこの裁判所への控訴は別の手続の開始である、という見解に傾く。しかし、全く控訴の問題を別にすれば、……会社が控訴人に対して負っている、と控訴人が主張している金銭を獲得するための控訴人の試みの一部として、清算において発付された召喚状がある。

それらの手続に関して、Mr. Bagnallは、まず第一に、それらは開始された手続 (proceedings) ではなく、実際は付随手続 (procedure) の問題である、と述べている。更に、彼は、とにかくそれらは嫌がらせと考えることができない、と述べている。なぜなら、それらは、控訴人が、Swift J. の判決を取り消すために開始した訴訟の公判中に、清算において彼の権利を維持するためにすべきことが本質的な手続だからである、と。もちろん、彼がその訴訟を開始するのがもつともであり、彼がしたように訴訟を開始するのがもつともである場合には、彼が自分の権利を護るために清算において種々の召喚状を発付するのがもつともである、ということは明白であるかもしれない。他方において、当初の訴訟において貴族院に控訴するための請願が拒否された後の一九三八年六月二日に控訴人が開始した訴訟が、嫌がらせ訴訟であり、何の根拠もない訴訟であった、そして、それが一九四〇年から一九五七年までの一七年の間続けられた控訴人による訴訟である、と明白に言える、と私には思われる。

以上は、その決定をするときに部法廷に忘れられないあらゆる事項である。Lord Parker C.J. は、これらのあらゆる事項を考慮したことを明確に述べていなかったけれども、本件の控訴人が嫌がらせ訴訟当事者の定義内に入るかどうかを検討するときに、彼がこれらのあらゆる事項を考慮したことを判決において示していた、と私は思う。本件の命令をするときにしたように、裁量権を行使するときにはそれらを正当化する十分な資料が部法廷の

面前にあつたことは疑いもない、と私は思う。私の見解では、そのような事情の下では、部法廷が間違っていた又は間違つた方向からその事項を考えた、という控訴人側の提案には何の正当性もない。Lord Parker C.J.の判決を読むと、私は、この裁判所が、なされた命令に干渉するのを正当化するものを何も発見しないし、本件控訴を却下する。」

と述べた。この見解に、他の二人の裁判官も賛意を表明した。しかし、それぞれの意見も加えている。すなわち、Willmer L.J.は、

「私に言わせれば、最も説得的に我々に提出されたMr. Bagnallの議論は、二つの提案に基づいているように私には思われる。すなわち、the Judicature Act of 1925の解釈に関する法の問題と、事実の問題である。いずれも採用できない、と私は感じている。同法の解釈に関して、彼は、全く正当に、一九二五年法五一条一項が取り扱っているのは『常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに、嫌がらせの法的手続を開始した』者である、ということ指摘した。しかし、彼の議論によれば、『手続を開始した』という言葉には、非常に狭い意味であると私に思えるものが与えられなければならない。事実上、Mr. Bagnallは、その言葉を、新たな令状の発付による新たな訴訟の開始に制限するであろう。私が彼の議論を理解するところでは、同法の同条によって目標とされているのは、そのこと以外の何ものでもない。

第五一条のそのような解釈に基づくMr. Bagnallの第二の提案は、結局、控訴人によって開始された(右に述べた定義による)非常に少ない別々の手続があつただけである、ということである。彼は、私が一九三八年訴訟と呼ぶものの開始は嫌がらせであると言えない又は合理的原因なしと言えない、と我々に提案した。会社法廷における手続及びMr. Petrinovicの遺産に関する手続は、Mr. Bagnallの議論によれば、一九三八年訴訟の副産物

と、すなわち、その訴訟の解決に至るまで現状を維持するためだけに踏まれる段階と看做することができただけである。したがって、開始されている嫌がらせ訴訟の問題がある、と Mr. Bagnall が言っているのは、一つが一九五八年になるとき、すなわち、Wynn-Party, J. によって却下された大法官部における訴訟を控訴人が開始したときだけである。そうであるから、訴訟当事者は一度だけ嫌がらせで手続を開始したにすぎず、それ故に、彼は『常習的に且つ執拗に』手続を開始した者であり、その結果、同法同条は適用されない。

始めに述べたように、その議論の基礎となっている提案のいずれかを受け入れたいと私は感じていない。Mr. Bagnall が我々に採用させようとしている同条の解釈はあまりにも狭すぎる、と私には思われる。同時に、私は、その代りに法務長官及び Mr. Cumming-Bruce が我々に示唆した解釈はあまりにも広すぎる、という既に同僚によつて表明された見解に与する。本件は、手続を『開始すること』に等しいものと等しくないものとの間に正確な一線を画するという最も重要な仕事を試みることを必要にする場合である、と私は思わない。私の意見を言えば、既に処理された訴訟において控訴を開始するときには、たとえ訴訟の表題及び番号が控訴法院においても下位の裁判所におけると同じでありうるとしても、手続を開始している、とはつきり言える、という見解に対しては言うべきことが多くある、と私は考えておくべきであった。それが正しい見解であるか又は正しい見解に近いものであれば、当初の訴訟の却下から二〇年程経過した後に、手続が『開始さ』れたときには多くの事件があった、ということとは明らかであるに違いない。

そのときには、それらは『嫌がらせの』手続であったか？ それに関しては、控訴法院が当初の訴訟において判決した日である一九三八年三月一〇日……からずっと、Baburizza & Co., Ltd. に対する請求から生じる Vernazza による新たな手続の開始のための理由はなかった、と私には思われる。それは、特に Mr. Bagnall の議論に

とつて非常に重要であるので、一九三八年訴訟の開始が嫌がらせでなかった、という事実の提案を処理するのに十分である。そうであつたように、数多くの他の手続の必然的な開始及び多くの控訴の遂行を含むその訴訟の開始が、数年以上も『常習的』かつ『執拗に』なつたとはつきり言える嫌がらせの法的手続の開始のもとになつた、という結論に至るのに、それらを正当化する豊富な証拠が部法廷の面前にあつた、と私には思われる。そういう事情の下では、部法廷はそうする結論に至る資格が十分でなかつた、と言うことは、私には全く不可能であると思ふ。」

と述べ、Harman L.J. は、

「『法的手続の開始』という言葉が正確に何を意味しうるのか、ということに関する私の意見を差し控えたい。私は、最も狭い見解でさえ、原告の訴訟を嫌がらせの訴訟と解釈するのに十分であろう、という考えである。二つの令状と三つの訴訟開始召喚状があつた。これらは、どの見解によつても、明らかに手続の開始である。それらは全て、二〇年間この者が会社、会社の清算人、会社の主たる株主及び株主の人格代表者を悩ませた宿根の一部である。部法廷は、事項について広い見解を採つた。そして、私は、そのような見解を採つたことは正しい、と思ふ。」

と意見表明している。結局、Vernazzaの控訴は却下された。更に、貴族院への控訴の許可も拒否された。

なお、一九五九年法に従つて、第一審の命令を変更するように求めた法務長官の主張は排斥されて⁽²¹⁾いる。

次の [5] Re Langton [1966] 3 All E.R. 576, D.C. and C.A. は、一九五九年法の下での事件である。本件では、一九五九年法の改正点独自の問題ではなく、同法五一条一項にいう「常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに、誰かある者が嫌がらせの法的手段を開始した、と確信する」かどうかを検討するとき、代表者又は受託者の資格に

おける訴訟当事者によって提起された手続も個人の資格における訴訟当事者によって提起された訴訟も考慮できるか、ということが論点である。その事実関係は、以下の通りである。

一九〇六年に、Miss Agnes Winifred は、Sidney Philip Langton の父及び S.P. Langton を含む彼の子孫を受益者とする遺言を作成した。

一九四六年には、彼が受益者となる後の遺言が作成された。

一九四九年に、Miss Langton は、従前の遺言状の処分を取り消して、最後の遺言であったと言われているものを作成し、一九五一年には、その遺言の補足書 (a codicil) が作成された。

一九五二年九月二九日に、Miss Langton が死亡した。そこで、一九四九年の遺言の執行者である Lloyds Bank, Ltd. と William Cuthbert Brian は、右遺言の有効性の確認を得たが、S.P. Langton は、一九〇六年の遺言が唯一有効な遺言である、と主張した。

一九五六年に、一九四九年の遺言の執行者は、何をするべきであるのかを知るために、大法官部に申請した。翌年六月、Danckwerts, J. は、一定の日までに執行者に対して S.P. Langton が訴訟を開始しないので、遺言執行者は S.P. Langton による請求を無視してよい、と命じた。

一九五七年七月に、S.P. Langton は、遺言の有効性確認、離婚及び海事部に召喚令状 (writ of summons) による手続を開始した。そして、一六もの中間申請がなされた。その訴訟の判決で、Rees, J. は、S.P. Langton のやり方は、その訴訟における被告に対して嫌がらせであり、厄介をかけるものである、と述べた。そこでの争点は、何日もかけて完全に争われた。しかし、いろいろな形で S.P. Langton は、再抗争し、右事件の控訴が却下されても、更に、八年間にわたって一〇件程の訴訟をした。これらについて、Lord Parker, C. J. は、

「これらの訴訟は種々の形式をとっていた。詐欺によって獲得されたことに基づいて、REES, J.の判決を取り消そうとする形式をとっており、登録者によって手続においてなされた命令を取り消そうとすることによって、事項を再び争おうとする試みがなされた。そして、この訴訟が全て開始される前に、一九五七年に、DANCKWERTS, J.によってなされた当初の命令を取り消す手続もあった。最後に、その事項について、先行のあらゆる訴訟における裁判所のあらゆる判決及び命令は詐欺により獲得されたから取り消されるべきである、と請求する訴訟が開始された。これらの訴訟の幾つかは却下されて終了している。他のものは種々の段階にあるが、訴訟当事者が、常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに、当初の訴訟において完全に処理された事項を再抗争しようとして嫌がらせの法的手続を開始していた、ということは全く明らかである。この事項の全歴史、手続の一般的性格及び結果を考察すると、その結論は必然的なものである。」

と、「1」の理論に従って評価している。そして、前述した論点については、

「私は次のことを付け加えたいだけである。すなわち、訴訟当事者のために出席した……法廷弁護士は、一九二五年法五一条一項における『誰かある者 (any person)』は、純粋に個人の資格において行動する誰かある者にだけ適用される制限的な意味に解するべきである、という新たな論点を提出した。訴訟当事者の法廷弁護士は、これらの種々の訴訟のうち四件以外の全ては彼の故人たる母の遺産管理人としての訴訟当事者によって開始された、と指摘している。したがって、彼は、そのようにして開始された訴訟は、常習的に且つ執拗に、そして合理的根拠なしに、訴訟当事者が嫌がらせの法的手続を開始したことを確信するかどうかを決定するときには裁判所によって考慮されるべきでない、と述べている。私は、『誰かある者』に制限的な意味を与える根拠を全く理解できない。確かに、それは、代表者又は受託者としての資格において行動する誰かある者を包含している。結局、

法務長官の法廷弁護士が述べたように、本条の目的は、これらの訴訟を提起される者を保護し、その者が決して回復しない費用を負担することのないようにすることである。私の判決においては、その言葉に制限的意味を与える根拠はない。したがって、私は、本件は命令を出すべき適切な事件である、と思う。」

と論じ、当該手続が、個人の資格で開始されたものであっても、代表者又は受託者の資格において開始されたものであっても、同条の適用の可否を決する際には、考慮できることを明らかにした。そして、同条に基づく命令が出され、S.P. Langton が命令に対して控訴したが、右の理論は控訴審でも是認され、控訴は却下された。

(20) the Rules of the Supreme Court 1965, O. 18, r. 19(1)は、

「裁判所は、手続のどの段階においても、

- (a) 事件に応じて合理的な訴訟原因若しくは抗弁を明らかにしていない、又は
- (b) 中傷的、不真面目若しくは嫌がらせである、又は
- (c) 訴訟の公平な公判を侵害し、紛糾させ若しくは遅滞させる、又は
- (d) さもなければ、裁判所過程の濫用である

ということを根拠にして、訴訟における準備書面若しくは令状の裏書を又は準備書面若しくは裏書における何かを削除し又は修正するよう命じることができ、したがって、事件に応じて、訴訟の停止若しくは却下を命じ又は判決の登録を命じることができらる。」

というものである。これについては、別稿を予定している。原文は、

“The Court may at any stage of the proceedings order to be struck out or amended any pleading or the indorsement of any writ in the action, or anything in any pleading or in the indorsement, on the ground that—

- (a) it discloses no reasonable cause of action or defence, as the case may be; or
- (b) it is scandalous, frivolous or vexatious; or

(c) it may prejudice, embarrass or delay the fair trial of the action ; or

(d) it is otherwise an abuse of the process of the court ;

and may order the action to be stayed or dismissed or judgment to be entered accordingly, as the case may be.”

(21) その理由は、要するに、単なる手続上の問題ではなく、控訴人にとっては、実体的に既得権を侵害されて、不利益を被ることになる、と主張してある。